

# 「経営・財務マネジメント強化事業」のうち課題達成支援事業の対象となる団体

## 【公共施設等総合管理計画の見直し】

- ・ 必須事項（※1）を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の見直しの完了が令和6年度以降となる市区町村
- ・ 令和5年9月30時点で必須事項を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の見直しが令和6年度以降となる見込みの団体は以下のとおり  
（この時点での見込みに関わらず、公共施設等総合管理計画の見直しが令和5年度末までに完了しない団体が課題達成支援事業の対象）

| 都道府県名 | 団体数 | 団体名     |
|-------|-----|---------|
| 福島県   | 2   | 大熊町     |
|       |     | 双葉町（※2） |
| 東京都   | 4   | 千代田区    |
|       |     | 新宿区     |
|       |     | 北区      |
|       |     | 荒川区     |
| 神奈川県  | 2   | 真鶴町     |
|       |     | 清川村     |
| 新潟県   | 1   | 粟島浦村    |
| 和歌山県  | 1   | 橋本市     |
| 岡山県   | 1   | 高梁市     |

|    |       |
|----|-------|
| 合計 | 11 団体 |
|----|-------|

※1 「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知）に記載の必須事項  
※2 公共施設等総合管理計画未策定団体